

岡山県電気自動車用充電設備等導入事業
実施要領及び仕様書に対する質問・回答（２）

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>（実施要領）</p> <p>企画提案書様式</p> <p>企画提案書の様式について、こちらで準備する形式のもの（パワーポイントやPDFなど）でもよいか。</p>	<p>様式第４号について、必要な事項を網羅することを前提とし、別に用意した資料を用いて、ご提案いただいても構いません。</p>
<p>（仕様書）</p> <p>３ 事業の内容</p> <p>充電に利用する電力について、新規に電気引込工事を行うことなく、設置施設のものを利用することは可能か。</p>	<p>充電時の電力は、原則として、実施事業者が新規に電気引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することを想定しています。</p>
<p>（仕様書）</p> <p>３ 事業の内容</p> <p>新規に電気引込工事を行い、事業者が契約した小売電力事業者との電力供給契約に基づく電気料金について、岡山県が負担する場合もあるか。</p>	<p>充電設備等の利用に生じた電気料金は、全て事業者負担によることを想定しています。</p>
<p>（仕様書）</p> <p>３ 事業の内容</p> <p>充電設備等の利用により生じた電気料金の負担について、充電設備の利用実績を踏まえ、岡山県が負担する場合もあるか。</p>	
<p>（仕様書）</p> <p>４ 実施期間</p> <p>事業期間終了後において、協議の結果、事業終了となった場合、事業者が負担することとなっている原状回復（撤去費用）費用について、岡山県が負担する場合もあるか。</p>	<p>原状回復（撤去費用）費用は、全て事業者負担によることを想定しています。</p>

※ いずれの回答も、公募用として公開している企画提案書作成用の仕様書を前提としており、協定締結候補者との協議の結果、見直される可能性がないわけではありません。